

医療法人許認可部会の審議状況について

	第116回	第117回	第118回
日時	平成26年8月22日（金） 午後1時55分から午後3時40分まで	平成26年11月21日（金） 午後2時から午後3時55分まで	平成27年2月20日（金） 午後2時5分から午後3時25分まで
場所	愛知県西庁舎 健康福祉部共用会議室	愛知県西庁舎 健康福祉部共用会議室	愛知県医師会館 801会議室
出席者	委員 4 名（委員総数 5 名）	委員 5 名（委員総数 5 名）	委員 5 名（委員総数 5 名）
議 題	<p>医療法人の設立について</p> <p>申請件数14件 継続件数1件</p> <p>・診療所を開設するもの 15件（医科11件、歯科 3件、継続(医科)1件）</p> <p>審議結果</p> <p>諮問された事案について は、継続（医科）1件を除 き認可が適当であるとさ れ、1件再度継続審議と なった。</p> <p>医療法人の合併について</p> <p>申請件数1件</p> <p>・診療所を開設するもの 1件（医科1件）</p> <p>審議結果</p> <p>諮問された事案について は、認定が適当であると された。</p>	<p>医療法人の設立について</p> <p>申請件数21件</p> <p>・診療所を開設するもの 21件（医科13件、歯科 8件）</p> <p>審議結果</p> <p>諮問された事案について は、歯科1件を除き認可が 適当であるとされ、1件継 続審議となった。</p>	<p>医療法人の設立について</p> <p>申請件数15件</p> <p>・診療所を開設するもの 15件（医科10件、歯科 5件）</p> <p>審議結果</p> <p>諮問された事案について は、医科1件、歯科1件を 除き認可が適当であると され、2件継続審議とな った。</p>
報告 事項	<p>休眠医療法人への対応 についての進捗状況報告</p> <p>医療法人数等の現況 について</p>	<p>休眠医療法人への対応 についての進捗状況報告</p> <p>非医師理事長の要件 について</p> <p>医療法人数等の現況 について</p>	<p>休眠医療法人への対応 についての進捗状況報告</p> <p>医療法人数等の現況 について</p>

医療法人数一覧（平成27年3月10日現在）

年度	区分	病院・医科			歯科			計				
		社 団		財団	社 団		財団	社 団			財団	総計
		経過措置型	基金拠出型		経過措置型	基金拠出型		経過措置型	基金拠出型	社団小計		
23	設立	0	37	0	0	4	0	0	41	41	0	41
	解散	7	0	0	0	0	0	7	0	7	0	7
	転入	3	0	0	1	0	0	4	0	4	0	4
	転出	1	0	0	1	0	0	2	0	2	0	2
	法人計	1,404	133	9	280	28	0	1,684	161	1,845	9	1,854
24	設立	0	35	0	0	25	0	0	60	60	0	60
	解散	6	0	0	2	0	0	8	0	8	0	8
	転入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	転出	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	法人計	1,397	168	9	278	53	0	1,675	221	1,896	9	1,905
25	設立	0	46	0	0	20	0	0	66	66	0	66
	解散	9	0	0	1	0	0	10	0	10	0	10
	転入	4	0	0	0	0	0	4	0	4	0	4
	転出	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1
	法人計	1,392	214	9	276	73	0	1,668	287	1,955	9	1,964
26	設立	0	45	0	0	19	0	0	64	64	0	64
	解散	36	0	1	6	0	0	42	0	42	1	43
	転入	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	転出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人 現計		1,357	259	8	270	92	0	1,627	351	1,978	8	1,986

〔再掲〕

区 分	病院・医科			歯科			計				
	社 団		財団	社 団		財団	社 団			財団	総計
	経過措置型	基金拠出型		経過措置型	基金拠出型		経過措置型	基金拠出型	社団小計		
特定医療法人 (再掲)	14	0	2	0	0	0	14	0	14	2	16
社会医療法人 (再掲)	6	0	3	0	0	0	6	0	6	3	9

「解散」は、合併認可及び破産手続開始通知書によるものを含む。

国にならい、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」の施行（平成19年4月1日）以降、新規に設立された法人は「基金拠出型」に、経過措置として存続が認められた既存の出資型法人は「経過措置型」として、それぞれ整理した。